

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法における固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、地方税法における固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寒川町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法における固定資産税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号。第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。また市町村は賦課決定後の異動、証明書の発行や収納管理、未納者への督促、滞納処分等を行う。</p> <p>都市計画区域内の土地・家屋の所有者に対し、固定資産税の例により都市計画税額を算出決定し、徴収等を行う。</p> <p>寒川町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。 ②納税義務者より提出される償却資産申告書を、直接又は地方税共同機構を経由し、受領する。 ③価格に関する審査の申出 ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。 ⑤天災による固定資産税の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産税の減免を行う。 ⑥賦課情報に基づく各種証明書の発行 ⑦他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑧固定資産税の徴収、還付・充当に関する事務 ⑨過誤納金の還付に係る公金口座情報の確認</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・固定資産税システム・団体内統合宛名システム・EUCシステム・統合収納管理システム・統合滞納管理システム・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム・コンビニ交付システム・審査システム(eLTAX)・統合宛名管理システム・課税資料イメージファイリングシステム

2. 特定個人情報ファイル名

- ・固定資産税関係ファイル
- ・統合収納関係ファイル
- ・統合滞納関係ファイル
- ・住登外者宛名番号管理関係ファイル
- ・団体内統合宛名関係ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条 <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条</p> <p>・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠></p> <p>・固定資産税・都市計画税事務では、情報提供は実施していない。</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務収納課
②所属長の役職名	税務収納課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①特定個人情報の入手におけるリスク対策・・・目的外の入手防止：提出された申告・申請書が課税対象でない場合、差戻しを行い、目的外の情報入手を防止している。／地方税法等により記載項目・様式が定められており、不必要な情報の入手を防止している。／特定個人情報を記録するデータベースは必要最低限のものとし、不必要な情報を持たないようにしている。</p> <p>②必要な情報以外の入手防止・・・課税対象者情報として保有する項目を定め、不必要な情報の入手を防止している。／固定資産税システム上で賦課に必要な情報のみを取り込む仕様となっている。</p> <p>③特定個人情報の使用におけるリスク対策・・・目的を超えた紐付け防止：個人番号利用業務以外では個人番号が含まれない画面表示としている。／他業務からは、アクセス制御によって、個人番号にアクセスできないように系統的に制御している。／ユーザ認証の管理：二要素認証によるユーザIDの認証を実施している。／アクセス権限による機能制限を実施している。／固定資産税システムの利用端末を管理し、不正な端末からの利用を防止している。／人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合、速やかにユーザIDを失効している。</p> <p>④特定個人情報の提供・移転におけるリスク対策・・・不正な提供・移転防止：アプリケーションの内部処理から個人番号を参照する際にも、アクセス制御が必ず反映される仕組みとしている。／提供・移転先の端末では、権限を持った職員の許可がなければ特定個人情報の閲覧や抽出ができない仕組みとしている。／eTAXを介して電子的に提供する場合、適切に管理されたLGWAN回線を利用している。</p> <p>⑤その他のリスク対策・・・監査と教育：定期的な監査を実施し、必要な改善を行っている。／職員に対するセキュリティ研修を実施している。／委託先事業者の従業者に対する研修・指導も実施している。</p>	
	<p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 <p>②移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 <p>③テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 <p>④相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。 	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p style="text-align: center;">[8] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■寒川町における措置</p> <p>①物理的安全管理措置・・・セキュリティワイヤーによる固定ノのぞき見防止の配置</p> <p>②技術的安全管理措置・・・固定資産税システムへのアクセス時における二要素認証／ウイルス対策ソフトウェアの導入／外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</p> <p>③移行作業時に関する措置・・・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p> <p>■中間サーバ・プラットフォーム(以下「中間SVPF」という。)における措置</p> <p>①物理的安全管理措置・・・中間SVPFは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」という。)に登録されたクラウドサービス事業者(以下「CSP」という。)が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はCSPが実施する。なお、CSPは、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けており、日本国内でデータを保管している。</p> <p>②技術的安全管理措置・・・中間SVPFではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。／中間SVPFでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。／導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。／中間SVPFは、CSPが保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。／中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報、中間SVPFの事業者及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。／中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。／中間SVPFの移行の際は、中間SVPFの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>■ガバメントクラウド(以下「ガバクラ」という。)における措置</p> <p>①物理的安全管理措置・・・ガバクラについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、CSPが保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。／事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。</p> <p>②技術的安全管理措置・・・国及びCSPは利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。／地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下「運用管理補助者」という。))は、ガバクラが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。／CSPは、ガバクラに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。／CSPは、ガバクラに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。／地方公共団体が委託したASP又は運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。／ガバクラの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。／地方公共団体やASP又は運用管理補助者の運用保守地点からガバクラへの接続については、閉域ネットワークで構成する。／地方公共団体が管理する業務データは、国及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-5②所属長	税務課長 戸村 孝	税務課長 池田 雅之	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月21日	I-1②事務の概要	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	
令和1年6月21日	I-5②所属長	税務課長 池田 雅之	税務課長	事後	
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和3年5月10日	I-5①部署	税務課	税務収納課	事後	
令和3年5月10日	I-5②所属長	税務課長	税務収納課長	事後	
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二の第27の項	番号法 第19条第8号 別表第二の第27の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-1②事務の概要	<p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条)</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。また市町村は賦課決定後の異動、証明書の発行や収納管理、未納者への督促、滞納処分等を行う。</p> <p>都市計画区域内の土地・家屋の所有者に対し、固定資産税の例により都市計画税額を算出決定し、徴収等を行う。(地方税法第702条 等)</p> <p>寒川町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条)</p> <p>②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税共同機構を経由し、受領する。(地方税法第383条 等)</p> <p>③価格に関する審査の申出(地方税法第432条)</p> <p>④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条 等)</p> <p>⑤天災による固定資産税の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産税の減免を行う。(地方税法第367条 等)</p> <p>⑥賦課情報に基づく各種証明書の発行</p> <p>⑦他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査</p> <p>⑧固定資産税の収納管理、還付処理</p>	<p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。また市町村は賦課決定後の異動、証明書の発行や収納管理、未納者への督促、滞納処分等を行う。</p> <p>都市計画区域内の土地・家屋の所有者に対し、固定資産税の例により都市計画税額を算出決定し、徴収等を行う。</p> <p>寒川町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。</p> <p>②納税義務者より提出される償却資産申告書を、直接又は地方税共同機構を経由し、受領する。</p> <p>③価格に関する審査の申出</p> <p>④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。</p> <p>⑤天災による固定資産税の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産税の減免を行う。</p> <p>⑥賦課情報に基づく各種証明書の発行</p> <p>⑦他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査</p> <p>⑧固定資産税の徴収、還付・充当に関する事務</p> <p>⑨過誤納金の還付に係る公金口座情報の確認</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-1③システムの名称	固定資産税システム 収納管理システム 滞納管理システム 地方税ポータルシステム(eLTAX) 統合宛名システム 中間サーバー	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税システム 団体内統合宛名システム EUCシステム 統合収納管理システム 統合滞納管理システム 地方公共団体情報連携中間サーバーシステム コンビニ交付システム 審査システム(eLTAX) 統合宛名管理システム 課税資料イメージファイリングシステム 	事後	
令和7年9月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	資産情報ファイル 課税台帳情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税関係ファイル 統合収納関係ファイル 統合滞納関係ファイル 住登外者宛名番号管理関係ファイル 団体内統合宛名関係ファイル 	事後	
令和7年9月30日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条別表第一の第16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条 ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号 別表第二の第27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第20条</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠></p> <p>・固定資産税・都市計画税事務では、情報提供は実施していない。</p> <p><利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠></p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)</p>	事後	
令和7年9月30日	II-1 対象人数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	II-2 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	IV-8 人手を介在させる作業	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	